

「安保法制＝戦争法」で際限なしの海外派兵！

自衛隊に戦死者が出る可能性が大きく！



自衛隊唯一の海外基地「ジブチ」は、紅海の出口にあるアデン湾での「海賊対策」で設置されました。しかし昨年、海賊事件は「ゼロ」と激減しました。しかし政府は「ジブチ」を拠点に戦争法で可能になった、海外派兵で対テロ戦争に活用しようと検討し、具体化を進めています。実際安倍首相は「自衛隊ジブチ拠点をいっそう活用するための方策を検討している」と答弁しています。

またジブチのあるエチオピアの隣は南スーダンであり、PKOが活動しています。安倍首相は3月には自衛隊の「駆けつけ警護」派遣を実施しようとしています。7月の参議院選挙への影響を見定めており、予断は許しません。「戦争法」に従えば武器使用も許されます。いつ戦闘に巻き込まれてもおかしくありません。

またイラクへの空爆も激しくなっています。アメリカは地上軍の派遣も考えています。そうなれば自衛隊のイラク派兵も現実となります。後方支援とは言いますが実際は「兵站（へいたん）」です。

今までなら「和平がなった後」への派兵でした。しかしこれさえも「自衛隊に戦傷者がでなかったのが不思議なくらい」と言われていました。戦争法による派兵なら、和平が締結されたかどうかに関係なく、「現に今、戦闘がない場所」に行きます。いつ武力衝突が起こってもおかしくない場所です。自衛隊員が戦闘に巻き込まれ、殺し殺される状況に追い込まれるのは火を見るよりも明らかです。

県内全自治体で

「非核平和都市宣言」採択される！

掉尾を飾ったのは利根町！

自治体に平和大使派遣を要請しよう！

唯一残っていた利根町で、「非核平和都市宣言」採択されました。県平和委員会と県原水爆協議会は、昨年3月議会で唯一残っていた利根町の市長に対し採択を要請しました。ところが議会の議事運営委員会で「調査研究が必要」として6月議会回しになりました。

6月議会では議員提案で採択することで進んでいたところ、「根回しがなかった」との意念が出され、提案が取り下げられました。

紆余曲折がありましたが、議会事務局の努力もあり、昨年12月議会で、議員提案による全会一致で採択されたものです。

今後はすべての自治体で、市民に対する「非核平和都市宣言の趣旨」を表明する取り組みを要望していくことが必要です。

中でも、8月に行われる広島と長崎の平和式典に「平和大使」として、市内の小・中学生を公費（一部の自治体は自己負担もある）で派遣している例が、全自治体の三分の一にあたる15自治体にのぼります。平和大使の派遣実現をさらに強力に進める必要があります。

東海第二原廃炉に！！

東海村議選が24日投開票！

東海村議会では、昨年12月議会で、「東海第二原発の再稼働に関する請願」を、委員長を除く18人のうち、採決を求めた議員が6人、それに対して12人が反対（8人が賛否の理由を述べない）で、可否の判断をしませんでした。

東海第二原発は、「法律上、原発の寿命と言われる40年」を2018年に迎えます。1月24日に投開票される村議選で当選した議員は、任期中に「再稼働の可否」を判断することになります。

定数は20人。22人が立候補を予定しており少数激戦と言われますが、原発再稼働慎重派が3人引退、新人の中には、村長の腹心と言われる元職員、さらに日本原電の社員も立候補を予定しています。日本原電は東海第二原発を再稼働し、さらに60年間の稼働になみなみでない力を入れていることがよくわかります。

現在、原電事務所前で150回近く抗議行動が続いています。また裁判も進んでいます。その一方で、安倍政権による再稼働の強力で進められています。

「茨城県・東海第二原発の安全協定見直して、隣接5市町にも再稼働の判断を」または「東海第二原発の再稼働を県と東海村だけで決める安全協定は見直しを」の署名立ち上げの動きがあります。「再稼働反対、廃炉に」の運動を進めることが求められています。

2.11には、お誘い合わせてぜひ 百里平和公園へ！

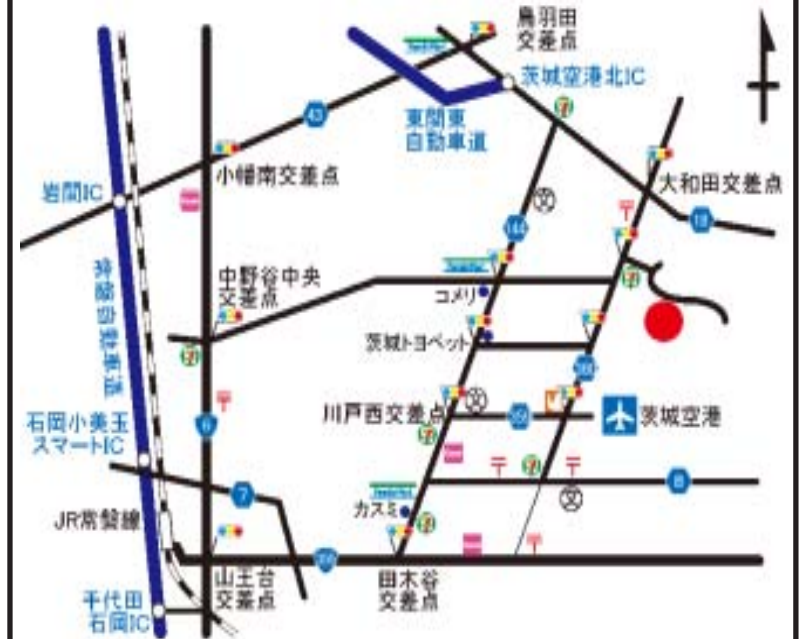
百里初午まつり

とき：2月11日（木・祝日）正午より
（午前11時頃から模擬店・歌声が始まります。）

ところ：百里平和公園

主催：百里基地反対同盟

後援：百里基地反対連絡協議会



戦争も基地もいらない！！

沖縄とこころをひとつに

平和新聞

2016年1月25日（月曜日）

2099号（毎月5,15,25日発行）

1950年12月16日第三種郵便物許可 発行 **日本平和委員会**
1部140円 月額400円 〒105-0014 東京都港区芝1-4-9 平和会館
（郵送料月額120円）電話03(3451)6377 FAX03(3451)6277

平和かわら版 平和新聞茨城版 No. 737

発行：茨城県平和委員会 〒310-0912 水戸市見川5-127-281
Tel/Fax 029-251-2806 E-mail ibahei@amber.plala.or.jp

「緊急事態条項」の新設は憲法破壊の突破口！

「お試し改憲」などという、甘いものではない！

通常国会が1月4日に開会しました。安倍首相は答弁のなかで「参院選に改憲の公約」を提出することを表明しました。その中身として「緊急事態条項の新設」に意欲を示しています。

マスコミはこの安倍政権の動きを、「お試し改憲」などと「軽く」扱っている向きもあります。しかし「緊急事態条項」がもし新設されるなら、「お試し」どころか、わたしたち国民にとって危険この上ありません。

「緊急事態条項」とは、「首相にすべての権限を一任する」という「超法規的なもの」であり、「実質的な改憲の突破口」となります。国家主義的で独裁体制をつくる自民党の「改憲草案」が表に出てきたものです。

今の安倍政権の動きは、第2次大戦前ヒトラーが合法的に独裁政権をつくることを可能にした「全権委任法」を提出したと同様に危険な状況です。

1. 「緊急事態条項」とは・・・

自民党が野党だった12年4月に発表した改憲草案によると、**第98条（緊急事態の宣言）**

(1) 内閣総理大臣は、我が国に対する武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

(2) 緊急事態の宣言は・・・(略)・・・事前または事後に国会の承認を受けなければならない。

(3)・・・(略)・・・百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは・・・(略)・・・百日を超えるごとに、事前に国会の承認を・・・(略)

第99条（緊急事態の宣言の効果）

(1) 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

(2) 略

(3) 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、・・・(略)・・・国その他公の機関の指示に従わなければならない。・・・(略)・・・

2. 問題点

○ 緊急事態の例示の第一に「外部からの攻撃」を挙げています。目的はまさに「戦争する国づくり」です。「大規模な自然災害」は口実にすぎません。

○ 「緊急事態宣言」が発せられると、「国会の議決を経なく」ても、「内閣の判断」で「法律と同一の効力を有する政令を制定でき」ます。

○ 「地方自治体の長に対して必要な指示をすることができ」ます。

○ また「緊急事態」は、「最大で100日間継続し、延長も可能」という、内閣が勝手気ままに国民の権利を抑圧することができます。

○ 国会の関与なしに「政府の独断」で、「人権制限などの政令を定める」ことができます。

○ 国民は国や公の機関による指揮命令に従わなければならないと、「国民の服従義務」を定めています。

宜野湾市長選挙の支援カンパ 141500円!

地域の平和の会・平和委員会は年末から正月にかけて、一人ワンコイン、全体で5000円を目安にカンパに取り組みました。その結果全体で14万円余を集約しました。事務局ではカンパ要請文とカンパ用紙を12月半ばに送付しました。また1月8日の第5回常任理事会までに「寄せ書き」を作成し、カンパとともに地元選対に送付しました。

カンパ協力は以下の通りです。

会名	金額	会名	金額	会名	金額	会名	金額
北茨城	6000	美和・緒川	5000	太田	5000	東海	5000
ひたちなか	5000	那珂	5000	水戸西	5000	内原・友部	5000
鹿行	8000	鹿嶋	5000	石岡	7500	土浦	5000
阿見	13500	つくば	10000	みらい	5000	下妻	5000
取手	20000	結城	5000	藤代	6500	牛久	5000
笠間	5000	合計 141500					

3. もともと日本憲法は、9条があるため、軍事的な「緊急事態条項」を前提にした「人権制限」を認めていません。

国民の人権が抑圧された戦前の反省から、設けなかったのです。

国民の権利を超法規的に奪うような「緊急事態条項」を憲法に入れること自体許されません。

4. 今の安倍政権のやり方を見ただけでも、最悪の場合を考えるのは当然です。

立憲主義を否定する今の安倍首相のような政権なら、どのように扱うかは論ずるまでもないでしょう。憲法は根底から破壊されます。この権力をいったん手にしたら、「独裁」に進むのははつきりしています。

「緊急事態条項」は、「戒厳令」「独裁政治」の道です。絶対に許すわけにはいきません。

